

海外旅行総合保険

緊急一時帰国費用補償特約のご案内

このチラシは緊急一時帰国費用補償特約（オプション）の概要を説明したものです。必ず海外旅行総合保険パンフレットとあわせてご確認ください。緊急一時帰国費用補償特約のみではご契約いただけません。

被保険者が親族の死亡・危篤等により緊急に一時帰国した場合に、保険契約者または被保険者（補償の対象となる方）が負担した費用（往復の航空運賃等交通費、宿泊施設の客室料および諸雑費等）を補償する特約です。

被保険者の配偶者または2親等内の親族が死亡または危篤となった場合



被保険者の配偶者または2親等内の親族が搭乗する航空機または船舶が行方不明となった場合



上記のような場合で被保険者が緊急に一時帰国した場合に負担した費用を補償します。

(注) これらの事由は、3か月以上の海外渡航により被保険者が海外にいる間に生じた場合にかぎります。

<特約セット時の注意事項>

- **緊急一時帰国費用補償特約のみではご契約いただけません。**
- **帯同するご家族についても補償する場合は緊急一時帰国費用補償特約と家族緊急一時帰国費用追加補償特約を併せてセットしてください。** 特約をセットすることで帯同するご家族を被保険者に追加することができます。詳細および保険料につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この特約は保険期間が3か月以上の海外渡航者（海外駐在員、海外留学生等で旅行中の滞在先が特定できる方）の海外旅行総合保険にセットできます。
- この特約は「数次海外旅行者に関する特約」および「旅行変更費用補償特約」と同時にセットすることはできません。
- 保険期間の途中でこの特約を追加または削除することはできません。
- この特約の責任期間は、海外渡航期間開始時または保険期間の初日の午前0時のいずれか遅い時に始まり、海外渡航期間終了時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。ただし、保険料領収前に保険金をお支払いする事由が発生していた場合または裏面「保険金をお支払いする主な場合」の①または②の原因が発生していた場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、緊急一時帰国費用保険金をお支払いできません。

<用語のご説明>

用語	定義
海外渡航期間	旅行行程開始後、被保険者が最初の出国手続を完了したときから、海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続を完了したときまでをいい、一時帰国している期間を除きます。ただし、その出国からその入国までの期間が、3か月以上の場合にかぎります。
海外の住宅	保険証券記載の地域における被保険者の居住の用に供される海外の住宅をいいます。
危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
航空券等	航空券または乗船券等をいい、利用する日時が特定されているものをいいます。
責任期間	保険期間中であつ海外渡航期間中をいいます。
親族	6親等以内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。

保険金をお支払いする主な場合

次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者が緊急に一時帰国(※)したために保険契約者または被保険者が負担した次の費用を1回の一時帰国につき、緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。

< お支払対象となる場合 >

- ①責任期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族が死亡された場合
- ②責任期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族が危篤となった場合
- ③責任期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族が搭乗する航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合

(※)「緊急に一時帰国」とは、上記①～③のいずれかに該当した日からその日を含めて10日を経過した日までに海外渡航期間中に一時帰国するための入国手続を完了し、入国手続を完了した日からその日を含めて30日以内に再び海外の住宅へ赴く帰国をいいます。

ただし、交通機関等が第三者による不法な支配を受けた場合等は、社会通念上妥当な日数を限度として入国手続までの日数を延長することができます。

(注) 上記①～③の被保険者と被保険者以外の関係は①～③のいずれかに該当した時におけるものをいいます。

ただし、その日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合は、その配偶者を①～③のいずれかに該当した時において被保険者の配偶者であったものとみなします。

< お支払対象となる費用 >

ア. 航空運賃等交通費

被保険者の一時帰国に要する通常の経路による航空機、船舶等の往復運賃をいいます。

イ. 宿泊施設の客室料および諸雑費

a. 宿泊施設の客室料とは、一時帰国の行程および一時帰国した地における被保険者の宿泊施設の宿泊料をいい、かつ、14日分を限度とします。

b. 諸雑費とは、国際電話料等通信費、渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。)、一時帰国した地における交通費等をいいます。

c. a. およびb. の費用は合計して20万円を限度とします。

(注) 上記ア. およびイ. の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

● 次の①または②のいずれかに該当する事由によって上記「保険金をお支払いする主な場合」の①～③のいずれかに該当したことにより発生した費用

① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

② 緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が緊急一時帰国費用保険金の一部の受取人である場合は、緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失が原因で、その者が受け取るべき金額にかぎりあります。

● 上記「保険金をお支払いする主な場合」の①または②の事由が海外渡航期間中に発生し、保険期間の初日の午前0時のいずれか遅い時より前に生じていた場合

● 上記「保険金をお支払いする主な場合」の①または②の事由に該当する時以前に帰国の予定に利用する交通機関の航空券等の購入の予約がなされ、または購入されており、その航空券等を利用して一時帰国した場合

● 同一原因により複数回一時帰国した場合の、2回目以降の一時帰国費用、ただし次の場合を除きます。

① 危篤で一時帰国し再び海外に戻った後、危篤となった人が死亡し一時帰国した場合は、別の原因による一時帰国として取り扱います。

② 危篤で一時帰国し再び海外に戻った後、同一人が再び危篤となったため一時帰国したところ帰国後30日以内に危篤となった人が死亡した場合は、2回目以降の一時帰国についても補償します。

など

★このチラシは「海外旅行総合保険 緊急一時帰国費用補償特約」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、ポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)等をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのチラシに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

F/E F06F6GFUe F06e F6 FÇ
† - GGG G* ¥ + A F.v ... æ# . N
- 7dGGGG-4 ' &KGGGGGGGGGGG
?? ?>æ#U#00P ??? P? P0
B #Ue æFæP#0b' GFy W0°GG2NUGFUF0i
EU • ¥\$ Ū - 7dF. • ¥9T - - 7dFG)G\$IGx-7d
?? ?>æ#U#00P ? P? ?>P?P0P?%?!?????P&P ??

海外旅行総合保険 緊急一時帰国費用補償特約のご案内

以下に掲載している保険料は緊急一時帰国費用補償特約のみの保険料となりますので、必ずその他の補償の保険料をあわせてご確認ください。緊急一時帰国費用補償特約のみではご契約いただけません。

- 保険金額は、1回の緊急一時帰国ごとに適用されます。
- この特約は保険期間が3か月以上の海外渡航者（海外駐在員、海外留学生等の旅行中の滞在先が特定できる方）の海外旅行総合保険にセットできます。
- 傷害死亡保険金支払特約または傷害後遺障害保険金支払特約をセットする場合、傷害死亡保険金額または傷害後遺障害保険金額は、緊急一時帰国費用保険金額と同額またはそれ以上の金額としてください。
- 以下に掲載している保険金額以外をご希望の場合または家族緊急一時帰国費用追加補償特約をセットする場合の保険料につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険期間は、旅行の目的が商用または留学の場合は延長期間を含めて2年まで、それ以外の場合は延長期間を含めて1年までのお引受けとなります。
- 保険金額は「往復の航空運賃+20万円」を目安とし、150万円以下で設定してください。以下に掲載している渡航地域と保険金額の設定はあくまで目安です。
- 渡航地域が異なっても保険料は変わりません。



最初にお読みください。

被保険者1名あたりの特約保険料例は以下のとおりです。

地域		アジア	北米・中米・南米 オセアニア・中近東	欧州・アフリカ	
保険金額		40万円	70万円	100万円	
保険料	保険期間	3か月まで	4,290円	7,500円	10,710円
		4か月まで	5,240円	9,170円	13,090円
		5か月まで	6,070円	10,620円	15,180円
		6か月まで	6,900円	12,080円	17,260円
		7か月まで	7,740円	13,540円	19,340円
		8か月まで	8,570円	15,000円	21,430円
		9か月まで	9,400円	16,460円	23,510円
		10か月まで	10,240円	17,920円	25,590円
		11か月まで	11,070円	19,370円	27,680円
		1年まで	11,900円	20,830円	29,760円
		2年 ^(※)	23,810円	41,660円	59,520円

(※) 1年を超えるご契約において保険料表に記載のない保険期間（1年6か月等）の保険料につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。